

第3章 災害応急対策計画

第1節 洪水予報

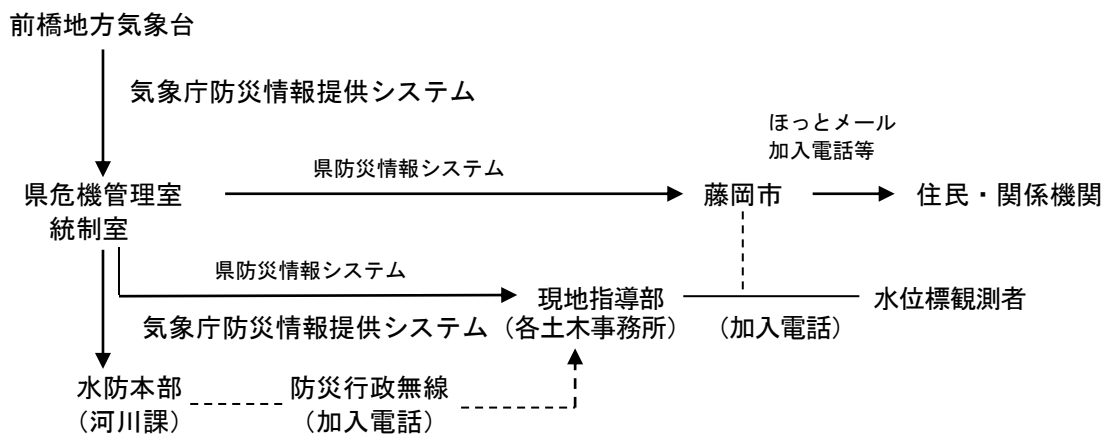
1 気象・洪水警報

市長（水防本部長）は、水防法第10条又は気象業務法第14条の2規定により群馬県又は前橋气象台から気象警報（大雨特別警報、大雨警報）、洪水警報の通知を受けたときは、概ね次の方法により、住民及び関係機関に周知するよう努めるものとする（気象業務法第15条）。

なお、気象注意報（大雨注意報）、洪水注意報が発令されたとき、又はその他の気象情報の連絡があったときも同様とする。

警報の必要のなくなったときも同様とする。

●気象注意報・警報等通報系統図



2 洪水予報

(1) 国土交通省及び気象庁が共同で洪水予報・警報を行う河川

運輸省
(昭和30年 告示第3号)
建設省

対象河川	洪水予報実施区域	水位又は流量の予報に関する基準地点
利根川本川 上流部	左岸 群馬県伊勢崎市八斗島 から 鬼怒川合流点 まで 右岸 埼玉県本庄市田中	八斗島、栗橋

(2) 伝達方法

利根川・荒川・多摩川洪水予報文伝達系統

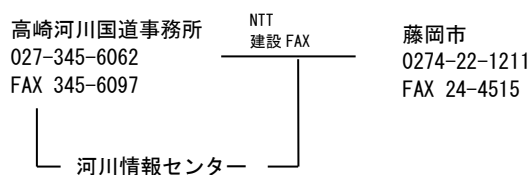
● 基本系

烏川（烏川・鎚川・碓氷川）、神流川



● 補助系

烏川（烏川・鎚川・碓氷川）、神流川



利根川洪水予報文発表様式

標 題		利 根 川 水 系 洪 水 予 報		第 号	
日 時		平成 年 月 日 時 分		国土交通省関東地方整備局 気 象 庁 予 報 部	
共同発表					
区分	番号	発 表 内 容			
対象河川	1	利根川本川 上流部	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号
	2	利根川本川 下流部	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号
	3	渡良瀬川	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号
	4	鬼怒川	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号
	5	小貝川	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号
	6	江戸川	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号
主	7	利根川本川上流部の(八斗島・栗橋)では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。			
	8	利根川本川下流部の(取手・押付・横利根)では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。			
	9	渡良瀬川の足利では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。			
	10	鬼怒川の(石井・川島・鬼怒川水海道)では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。			
	11	小貝川の(小貝川水海道)では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。			
	12	江戸川の(西関宿・野田)では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。			
文	13	____では、まだ当分の間(計画高水位程度・警戒水位以上・警戒水位程度)の高い水位が続く見込みですので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。			
	14	____では、(計画高水位・警戒水位)を下りましたが、まだ、引き続き 各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。			
	15	____では、(警戒水位を下がり、減水し)危険はなくなったものと思われます。			
	16				
現況	17	(台風第 号・ 低気圧・ 前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)は、			
	18	降り始めの 日 時から 日 時までに、 で ミリに達しました。			
	19	日 時から 日 時までに、 で ミリとなっています。			
	20	まだ、所により1時間に ____ミリの雨が降っています。			
	21	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。			
	22	現在、雨は(小降りになりました・やんでいます)。			
文	23	各基準点の水位は ____日 ____時現在、次の通りです。 ①利根川本川上流部の八斗島 ____ ②利根川本川上流部の栗橋 ____ ③利根川本川下流部の取手 ____ ④利根川本川下流部の押付 ____ ⑤利根川本川下流部の横利根 ____ ⑥渡良瀬川の足利 ____ ⑦鬼怒川の石井 ____ ⑧鬼怒川の川島 ____ ⑨鬼怒川の鬼怒川水海道 ____ ⑩小貝川の(小貝川水海道) ____ ⑪江戸川の西関宿 ____ ⑫江戸川の野田 ____			
	24				
	25	____日 ____時から ____日 ____時までの雨量は、 ____の平野部で ____ミリ・山間部で ____ミリの見込みです。			
	26	各基準点の水位は ____日 ____時には、次のように予想されます。 ①利根川本川上流部の八斗島 ____ ②利根川本川上流部の栗橋 ____ ③利根川本川下流部の取手 ____ ④利根川本川下流部の押付 ____ ⑤利根川本川下流部の横利根 ____ ⑥渡良瀬川の足利 ____ ⑦鬼怒川の石井 ____ ⑧鬼怒川の川島 ____ ⑨鬼怒川の鬼怒川水海道 ____ ⑩小貝川の(小貝川水海道) ____ ⑪江戸川の西関宿 ____ ⑫江戸川の野田 ____			
	27	____の水位は ____日 ____時頃 最高水位となり、その水位は ____と予想されます。			
	28				
	29				
	特記				

発表状況	対 象 河 川						
	警・注報別	利根川本川下流部	利根川本川下流部	渡良瀬川	鬼怒川	小貝川	江戸川
	洪水警報発表中						
洪水注意報発表中							

第2節 水防警報

水防法第16条に基づいて国土交通大臣及び知事が指定した河川に対する水防警報の実施については、次のとおりである。

1 警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位を越えるおそれがあるとき。 又は、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水が溢れる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況により警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、又は、既にははん濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防団待機水位以下に下降したとき、又は、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

2 国土交通大臣が水防警報を行う指定河川名とその区域及び発表者

(1) 水防警報の実施区域及び発表者

水系名	河川名	水 防 警 報 区 間		発表者
		左 岸	右 岸	
利根川	烏 川	自 高崎市倉賀野町字乙大道南 3250番1地先 至 利根川合流点	自 鎚川合流点 至 利根川合流点	高崎河川 国道事務所
	鎚 川	自 高崎市山名町南 813番1地先 至 烏川合流点	自 藤岡市上落合字長津 507番1地先 至 烏川合流点	
	神流川	自 藤岡市浄法寺字平 954番1地先 至 烏川合流点	自 児玉郡神川町大字新宿字 淵ノ上 133 番地先 至 烏川合流点	

(2) 指定河川、基準水位観測所、水防警報区間及び発表者

指 定 河 川	基準水位観測所		水 防 警 報 区 間		水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)	発表者	
	水系	河川	名称	所在地							左 岸
利根川	烏川	岩鼻	高崎市岩鼻町	自 高崎市倉賀野町	自 鎚川合流点	1.00	3.30	4.10	4.60	4.79	高崎河川 国道事務所
				至 利根川合流点	至 利根川合流点						
				自 高崎市山名町 字南813番1地先 至 烏川合流点	自 藤岡市大字上落合 字長津507番1地先 至 烏川合流点						
自 藤岡市浄法寺字 平954番1地先 至 烏川合流点	自 児玉郡神川町大字新宿 字淵ノ上133番地先 至 烏川合流点	2.00	3.00	6.70	7.00	-					

(3) 水防警報の伝達系統

● 基本系

高崎河川国道事務所 (河川管理課長) ——— 群馬県水防本部 (河川課) ——— 藤岡土木事務所 ——— 藤岡市 (水防管理団体)

● 補助系

高崎河川国道事務所 ——— 藤岡土木事務所 ——— 藤岡市 (水防管理団体)
高崎出張所

水 防 警 報

種 類	待機 ・ 準備 ・ 出動 ・ 指示 ・ 情報 ・ 解除		
発表河川	基準水位観測所		第 号
日 時	平成__年__月__日__時__分 群馬県__土木事務所		発表
番 号	発 表 内 容		
1	_____ (① 流域) の雨量は、_____日_____時までに _____mmです。 _____ (② 地点)		
2	_____の水位は_____日_____時現在_____mです。		
3	現 況	_____の水位は_____日_____時_____分に (① 水防団待機水位 (指定数位) ⑤に達し ② はん濫注意水位 (警戒水位) ⑥を超え ③ はん濫危険水位 (危険水位) ⑦を下回り ④ 最高水位 _____m)	
4	文	_____の水位は (①1時間に_____cm程度上昇して ②平衡状態が続いて ③1時間に_____cm程度下降して) _____います。	
5	予 想	上流_____の水位は_____日_____時_____分に (① 水防団待機水位 (指定数位) ⑤に達し ② はん濫注意水位 (警戒水位) ⑥を超え ③ はん濫危険水位 (危険水位) ⑦を下回り ④ 最高水位 _____m)	
6	予 想	_____の水位は、_____日_____時に_____m程度 _____と見込まれます。	
7	被 害 の 状 況 文	_____地先の (①堤防 ⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘 ②堤内地 ⑧法崩れ ⑨護岸破損 ③無堤地 ⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水 ④ _____) _____に _____が発生 (⑬する恐れがあります。 ⑭) _____しました。	
8	発 表 文	水防機関は、 (① ① 嚴重に警戒 ② ② 引き続き注意) _____してください。	
9	発 表 文	水防機関は、 (① ① 待機 ② ② 準備 ③ ③ 出動) _____してください。	
10	発 表 文	水防機関は、出動態勢を強化し、水防工法を行ってください。	
11	発 表 文	水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差しつかえありません。	
12	発 表 文	水防警報を解除します。	
13	特 記		

3 知事が水防警報を行う指定河川名とその区域及び発表者

(1) 水防警報の実施区域及び発表者

水系名	河川名	区 域	発 表 者
利根川	鑑 川	左岸 (右岸のみ) 自 右岸 藤岡市上落合 左岸 至 右岸 鮎川合流点 (直轄上流端)	藤岡土木事務所
		左岸 藤岡市上落合 (鮎 川 橋) 自 右岸 藤岡市鮎川 (緑 埜 橋) 至 鑑川合流点	

(2) 河川名、基準水位観測所、基準水位

河川名	観測所名	事務所名	位 置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画 高水位	観 測 者	電話番 号
鮎 川	鮎 川	藤 岡	藤岡市白石 (多野橋)	2.80	3.10	3.30	4.16	—	藤岡土木事務所職員 県テレメーター	0274 22-2156

(3) 水防警報の伝達系統

道平ダム岩崎
(鑑 川)

道平川ダム管理事務所

↑ ↓

藤岡現地指導部
(藤岡土木事務所)

藤 岡 市
(水防管理団体)

他の対象水位標

藤岡現地指導部
(藤岡土木事務所)

藤 岡 市
(水防管理団体)

第3節 観測通報

水防本部は、気象状況により相当の雨量があると認めるときは、管内関係機関と密接な連絡をとり、各地における水位雨量の資料収集にあたるものとする。

1 雨量観測施設

河川名	観測所名	観測種別	所属	位置	観測者	電話番号
神流川	藤岡	テレメーター	群馬県	藤岡市下栗須124-5 藤岡土木事務所	藤岡土木事務所職員	0274- 22-2156
神流川	藤岡	テレメーター	群馬県	藤岡市藤岡1485 藤岡市総合学習センター	前橋地方気象台 防災業務課	027- 231-1404
鎚川	箕輪	テレメーター	国交省 (高崎)	藤岡市下日野甲2937	高崎河川国道事務所 河川管理課	027- 345-6041
神流川	下久保	テレメーター	国交省 (高崎)	藤岡市譲原1722-1 譲原防災センター	利根川水系砂防事務所	0279- 22-4179

2 水位観測施設

河川名	観測所名	観測種別	所属	位置	水位 (m)		観測者	電話番号
					水防 団待 機	はん 濫注 意		
鮎川	鮎川	テレメーター	群馬県	藤岡市白石 (多野橋)	2.80	3.10	藤岡土木事務所職員	0274- 22-2156
温井川	温井川	テレメーター	群馬県	藤岡市岡之郷 (東橋)	1.30	1.80	藤岡土木事務所職員	0274- 22-2156
烏川	岩鼻	テレメーター	国交省 (高崎)	高崎市 岩鼻町	1.00	3.30	高崎河川国道事務所 河川管理課	027- 345-6041
鎚川	山名	テレメーター	国交省 (高崎)	高崎市 山名町	2.20	2.60	高崎河川国道事務所 河川管理課	027- 345-6041
鎚川	上鹿島橋	テレメーター	国交省 (高崎)	藤岡市上日野	—	—	高崎河川国道事務所 河川管理課	027- 345-6041
神流川	浄法寺	テレメーター	国交省 (高崎)	藤岡市浄法寺	—	—	高崎河川国道事務所 河川管理課	027- 345-6041
神流川	鬼石	テレメーター	群馬県	藤岡市鬼石 (上武橋)	2.00	3.00	藤岡土木事務所職員	0274- 22-2156
神流川	若泉	テレメーター	水機構	神川町 大字渡瀬	2.00	3.00	下久保ダム管理所	0274- 52-2746
三波川	三波川	テレメーター	群馬県	藤岡市三波川 (南郷橋)	1.50	2.20	藤岡土木事務所職員	0274- 22-2156

第4節 決壊時の処置

1 通 報

堤防その他の施設が決壊、及びこれに準ずる事態が生じたときは、市長は、ただちにその旨を藤岡土木事務所長、及びはん濫方向の隣接水防管理者、あるいは国土交通省高崎河川国道事務所長に通報しなければならない。

なお、市長は、決壊後であっても、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

2 避難のための立退

(1) 立退の指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、信号及び広報施設等を利用し、立退き又はその準備を指示するとともに、藤岡警察署長に通報しなければならない。

(2) 市長は藤岡警察署長及び消防機関の長と協議のうえ、立退予定先、経路等を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。

(3) 避難場所

避難場所は、藤岡市地域防災計画に定めるところによる。

第5節 協力応援

- 1 市長は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対し、応援を求めることができる。
- 2 市長は、隣接市町村長より応援を求められたときは、藤岡市の区域で水防活動を行う必要があるため応援の余裕がない場合、その他やむを得ない事情がある場合以外は求めに応じなければならない。
- 3 災害応援協定は、藤岡市地域防災計画に定めるところによる。

第6節 水防解除

市長は、水位が警戒水位を下回りかつ危険がなくなったときは、水防解除を命ずるとともに一般に周知させ、その旨を藤岡土木事務所長を通じ、群馬県水防本部に通報するものとする。

第7節 水防報告

水防活動が終結した場合、市長は、付表2の(1)の水防実施状況報告書に、付表2の(2)の水防実施箇所別表を添えて、遅滞なく藤岡土木事務所を經由し、知事に報告する。

水 防 実 施 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

群馬県知事 殿

水防管理者名

平成 年 月 日から 月 日の（何々）に際し実施した水防活動が終結したので、水防実施箇所別表を添え、下記のとおり報告します。

記

水防作業実施日時	自 月 日 時 至 月 日 時	水防作業実施箇所数	箇所		
出 動 人 員	県（市町村）職員延 人	水防団員延 人	消防団員延 人	その他延 人	合計延 人
所 要 経 費	人件費 円	資材物件火 円			合 計
	手当 円	その他 円	資材 円	器材 円	燃料 円
出 水 の 概 要					
水防作業の概況及びその効果					

付表2(2) 水防実施箇所別表

管理団体名											指定、非指定の別																				
水防実施時の台風又は豪雨名											報告年月日		平成 年 月 日																		
水防実施	場所 川岸 地元 m										水防作業の概況及びその効果										工法延長										
	日時 自 月 日 時 至 月 日 時																				区分	堤防	道路	橋	人員	田	畑	家	鉄道		
	出動人員		水防団員			消防団員			その他												計		効果								
			延 人			延 人			延 人												延 人		被害								
使用資器材 () 内は単位	たわら	かます	むしろ	布袋類	なわ	竹	くい	鉄線	くぎ	かすがい	じゃかこ	板類	畳	生木	丸太	置石	土砂	物件費			資材費 物件費 合計										
																						品材費	燃料費	雑費							
	() 俵	() 枚	() 枚	() 枚	() Kg	() 束	() 本	() Kg	() Kg	() 本	() 本	() 枚	() 枚	() 本	() 本	() m ³	() m ³					円	円	円	円						
他団体からの応援状況																															
居住者の出動状況																															
警察の援助状況																															
現場指導の県職員名																															
水防関係者の死傷																															
立退きの状況及びその指示した理由																															
水防功労者の氏名、年齢、所属及びその功績概要																															
堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事に要するものが生じた時は、その場所並びに損害状況																															
水防活動に対する自己批判																															
備考																															

第8節 通信連絡輸送

1 通信連絡

水防時に必要とする通信連絡は地域防災計画風水害等対策編「第2章第15節 通信手段確保計画」によるものとする。

2 輸送の確保

水防に要する資材器具の輸送は、水防本部において市内の情報及び関係機関との協議により輸送経路を定め、輸送の確保を図る。